

平成 28 年熊本地震で被災された方への水道料金等の減免について

平成 28 年熊本地震により被災された方について、被災世帯等の負担軽減及び生活支援の観点から、横浜市内に避難し公営住宅等に居住されている方及び、被災された方が同居されている世帯を対象に、次のとおり、水道料金及び下水道使用料の減免を実施します。

1 減免の内容

「水道料金及び下水道使用料」の基本料金相当額 2,840 円（税抜き 2 か月分 : 1 回あたりの検針分）
（内訳：水道料金 1,580 円、下水道使用料 1,260 円）
※下水道使用料は、処理区域の住居にお住まいの場合の金額です。

2 減免の対象者

平成 28 年熊本地震による被災者で、横浜市水道局の給水区域内に一時居住している給水契約者。

3 減免の適用期間

入居日から原則 6 か月以内とします。

4 申請の手続き

水道局水道事務所（市内 7 か所）の窓口で、「水道料金等基本料金相当額減免申請書」を提出していただきます。

5 受付開始日

平成 28 年 8 月 31 日（水）午前 8 時 45 分から受付を開始します。

6 申請に必要なもの

申請の際には、次の書類すべてのご用意をお願いします。

(1) り災証明書又は被災証明書

※ 申請時に取得が困難な場合は、被災時の住所を証明するもの及び窓口で誓約書のご記入をお願いします。
この場合、り災証明書又は被災証明書は、原則、後日提出していただきます。

(2) 本人（被災者）であることを確認できる書類（健康保険証、運転免許証、年金手帳等）

(3) 水道を使用している場所に居住していることを証明する書類（住民票又は賃貸借契約書等）

(4) 入居日を確認できる書類（住民票又は賃貸借契約書等）

7 お問い合わせ先

水道局お客さまサービスセンター ほちよんなな T e l 045-847-6262 F a x 045-848-4281

お問い合わせ先		
総務局危機管理課長	森 正人	TEL 045-671-2062
水道局給水サービス部担当課長（料金担当）	流田 裕行	TEL 045-633-0120
環境創造局経理経営課長	大越 明	TEL 045-671-2826